

平成30年度高校生等奨学給付金事業 (奨学のための給付金)

平成26年4月以降に高等学校等(高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1～3年生)、専修学校(高等課程)、各種学校)に入学した生徒のいる世帯のうち、一定の要件を満たす世帯を対象として、授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯区分に応じて、奨学給付金を支給することにより、高校生等の修学を支援する制度です。

○ 対象校種

国公立の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(※1～3年生に限る。)専修学校(高等課程)及び各種学校。

○ 支給要件

以下の要件を全て満たす世帯の保護者等が対象となります。

- ① 就学支援金制度又は学び直し支援制度の対象である高校生等の保護者であること(兵庫県外の高等学校等の高校生等を含む。)
- ② 保護者等が兵庫県内に住所を有していること
- ③ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)又は生活保護受給世帯であること
- ④ 対象となる高校生等が児童福祉法に規定する児童福祉施設に入所している場合は、措置費(見学旅行費又は特別育成費に限る。)が措置されていないこと

○ 支給額

奨学給付金の支給額は、世帯区分に応じて、以下のとおりとなります。

- | | |
|--|-------------|
| 1 生活保護(生業扶助)受給世帯 | 年額 32,300円 |
| 2 保護者等全員の市町村民税所得割が非課税世帯 | |
| ① 全日制又は定時制の高校生等 | 年額 80,800円 |
| ② 通信制の高校生等 | 年額 36,500円 |
| ③ 2人目以降の全日制又は定時制の高校生等 | 年額 129,700円 |
| ④ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等(ただし、全日制又は定時制に限る) | 年額 129,700円 |

○ 申請手続き

申請手続きは、6月中旬～下旬に高等学校等を通じて配布される申請書に必要事項を記載し、証明書類を添付のうえ在籍校に提出してください。

※兵庫県以外に在住の方については、在住地の教育委員会にお問い合わせ下さい。

○ 給付金の支給時期

給付金は、年額を一括で10月上旬より※随時振り込む予定です。

※認定作業の状況により、遅れる場合もあります。

〔お問い合わせ窓口〕

兵庫県教育委員会事務局財務課学校経理・整備班

電話：078-341-7711(内線：5636, 5838, 5634)